

令和6年(2024年)11月29日

## 議 会 運 営 委 員 会 議 題

- 1 新たに受理した陳情とその取扱いについて
  
- 2 本会議の運営について
  - 議事日程（別紙1）
  - 議事の順序（別紙2、別紙3）
  
- 3 その他
  - (1) 令和7年第2回定例会の日程について
  - (2) その他

# 資料 1

令和6年(2024年)11月29日

議会運営委員会資料

## 新たに受理した陳情とその取扱いについて

### ○11月18日までに受理した陳情の取扱いについて

- ・第9号陳情 指定管理者及び開発道路の疑義解明を求める陳情
- ・第10号陳情 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情

# 別紙 1

## 議 事 日 程

令和6年(2024年)11月29日午後1時開議

### 日程第1

- 第93号議案 令和6年度中野区一般会計補正予算
- 第94号議案 中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第104号議案 中野区画街路第3号線事業の施行に伴う建物等解体工事請負契約
- 第105号議案 中野中学校跡施設内装改修等工事請負契約
- 第106号議案 もみじ山文化センター本館内装改修等工事請負契約
- 第107号議案 中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第108号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第109号議案 中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

### 日程第2

- 第95号議案 指定管理者の指定について

### 日程第3

- 第96号議案 指定管理者の指定について
- 第97号議案 指定管理者の指定について
- 第98号議案 指定管理者の指定について

### 日程第4

- 第99号議案 中野区上高田四丁目地区における建築物の制限に関する条例
- 第100号議案 指定管理者の指定について

### 日程第5

- 第101号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第102号議案 指定管理者の指定について
- 第103号議案 措置費共同経理課を共同設置する特別区の数の増加及び児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について

第 1 1 0 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例

日程第 6

議会の委任に基づく専決処分について

### ○議事の順序（令和6年11月29日—休憩まで）

(1) 開議

(2) 一般質問

(9名。山本たかし議員、市川しんたろう議員、むとう有子議員、石坂わたる議員、  
小宮山たかし議員、吉田康一郎議員、立石りお議員、斉藤けいた議員、  
井関源二議員)

(3) 日程第1、第93号議案、第94号議案及び第104号議案から第109号議案までの計  
8件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（総務）

(第94号議案及び第107号議案から第109号議案までの計4件については、特別区  
人事委員会の意見を聴取したので、その写しにより、議長から報告する。)

(4) 日程第2、第95号議案「指定管理者の指定について」

※上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（区民）

(5) 日程第3、第96号議案から第98号議案までの計3件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（厚生）

(6) 日程第4、第99号議案及び第100号議案の計2件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（建設）

(7) 日程第5、第101号議案から第103号議案まで及び第110号議案の計4件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（子ども文教）

(第101号議案及び第110号議案の計2件については、特別区人事委員会の意見を聴  
取したので、その写しにより、議長から報告する。)

(8) 休憩

(休憩中に総務、子ども文教の各委員会を開会し、その後に議会運営委員会を再開する。)

## ○議事の順序（令和6年11月29日—再開後の予定）

### （9）再開

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、第107号議案「中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

※上程、（後半の議会運営委員会で確認）

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、第108号議案「中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

※上程、（後半の議会運営委員会で確認）

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、第109号議案「中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

※上程、（後半の議会運営委員会で確認）

（ ）（日程追加、先議）

日程第 〃、第110号議案「中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

※上程、（後半の議会運営委員会で確認）

（10）日程第6、議会の委任に基づく専決処分について

（11）陳情の取下げについて（1件）

（12）散会

# 資料 2 - 1

6 特人委給第 200 号  
令和 6 年 11 月 25 日

中野区議会議長  
酒井 たくや 様

特別区人事委員会  
委員長 松原 忠義  
(公印省略)

「職員に関する条例」に対する特別区人事委員会の意見聴取について（回答）

令和 6 年 11 月 20 日付 6 中議第 1569 号により意見聴取のあった下記条例案については、異議ありません。

## 記

- 第 94 号議案 中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 101 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

6 特人委給第 266 号  
令和 6 年 11 月 27 日

中野区議会議長  
酒井 たくや 様

特別区人事委員会  
委員長 松原 忠義  
(公印省略)

「職員に関する条例」に対する特別区人事委員会の意見聴取について（回答）

令和 6 年 11 月 27 日付 6 中議第 1621 号により意見聴取のあった下記条例案については、異議ありません。

## 記

- 第 107 号議案 中野区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 108 号議案 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 109 号議案 中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 110 号議案 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例



# 資料 3

6 中 総 総 第 2 3 6 2 号  
令和 6 年（2024 年）11 月 27 日

中野区議会議長  
酒 井 た く や 様

中野区長 酒 井 直 人

## 議会の委任に基づく専決処分について（報告）

和解及び損害賠償額の決定について、議会の委任に基づき下記のとおり専決処分をしたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告します。

### 記

#### 【報告案件 1】

#### 1 和解（示談）当事者

甲 中野区民

乙 中野区

#### 2 事故の表示

##### (1) 事故発生日時

令和 6 年（2024 年）7 月 27 日午後 4 時 30 分頃

##### (2) 事故発生場所

東京都中野区中野四丁目 1 2 番 3 号 中野区立中野中学校施設内

##### (3) 事故発生状況

甲が、中野区立中野中学校における温水プール開放の利用を終えて、上記(2)の事故発生場所（女性用多目的更衣室内）に設置されていた折り畳み式の椅子に座ったところ、当該椅子の破損により、当該椅子が倒壊し、甲が転倒した。この事故により、甲は頭部打撲及び腰部打撲の傷害を負った。

#### 3 和解（示談）条件

(1) 甲は、本件事故により、治療費、傷害慰謝料等の合計 49,470 円の損害を被った。

(2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、本件示談成立後、甲の指定する方法で支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。

- 4 和解（示談）成立の日  
令和6年（2024年）11月1日

【報告案件2】

1 和解（示談）当事者

甲 中野区民

乙 中野区

2 事故の表示

(1) 事故発生日時

令和6年（2024年）7月27日午前8時頃

(2) 事故発生場所

甲自宅敷地内

(3) 事故発生状況

乙の職員が、ごみの収集作業（戸別収集）のため甲自宅を訪れたところ、上記(2)の事故発生場所に置かれていた甲所有の植木鉢をごみと誤認し、これを収集したことにより、当該植木鉢が滅失した。

3 和解（示談）条件

(1) 甲は、本件事故により、上記2(3)の植木鉢の購入費相当額4,980円の損害を被った。

(2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、本件示談成立後、甲の指定する方法で支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。

- 4 和解（示談）成立の日  
令和6年（2024年）11月7日

※ この文書は、個人情報への配慮から個人が特定できるおそれのある記載について一部変更しています。

第4回定例会一般質問時間一覧

参 考  
令和6年(2024年)11月28日現在

会派等 会派等持ち時間	分 A	氏 名	予定 B	残時間 ※ C	実績 D	個人・時間差 B(C)-D	会派等・時間差 A-D
立憲・国民・ネット・無所属議員団  2時間45分	165	ひやま 隆	45		40	5	
		中村 延子	30	35	35	0	
		いのつめ 正太	30	30	26	4	
		斉藤 ゆり	30	34	33	1	
		山本 たかし	30	31			
自由民主党議員団  2時間	120	加藤 たくま	40		38	2	
		大内 しんご	20	22	24	-2	
		山内 あきひろ	20	18	17	1	
		武井 まさき	20	21	22	-1	
		市川 しんたろう	20	19			
公明党議員団  2時間	120	平山 英明	40		41	-1	0
		甲田 ゆり子	40	39	36	3	
		白井 ひでふみ	40	43	43	0	
日本共産党議員団  1時間15分	75	武田 やよい	38		37	1	3
		広川 まさのり	37	38	35	3	
都民ファーストの会中野区議団  45分	45	黒沢 ゆか	22		18	4	2
		大沢 ひろゆき	23	27	25	2	
無所属 15分	15	むとう 有子	15				
無所属 15分	15	石坂 わたる	15				
無所属 15分	15	小宮山 たかし	15				
無所属 15分	15	吉田 康一郎	15				
無所属 15分	15	立石 りお	15				
無所属 15分	15	斉藤 けいた	15				
無所属 15分	15	井関 源二	15				
合計(10時間30分)	630	24人	630		470		

※「残時間」は、会派等持ち時間から前の質問者の実績時間を引いた実質的な残り時間。

※議場での残り時間表示は「残時間」により行う。

※「実績(D)」は、各人の実績の秒単位を切り捨てた時間で表示。

## 令和 7 年 第 2 回定例会日程表（第 1 案）

&lt;会期 17 日間 6 月 3 日～6 月 19 日&gt;

月	日	曜	午 前	午 後
5月	20日	火		1 議会運営委員会
	21日	水		
	22日	木		
	23日	金		5 請願・陳情締切
	24日	土		
	25日	日		
	26日	月		
	27日	火		1 議会運営委員会
	28日	水		5 一般質問通告締切
	29日	木		
	30日	金		
	31日	土		
6月	1日	日		
	2日	月		
	3日	火	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問) 5 請願・陳情締切
	4日	水	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問)
	5日	木	11 議会運営委員会	1 本会議(一般質問、議案上程)
	6日	金		
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月		1 常任委員会
	10日	火		1 常任委員会
	11日	水		1 常任委員会
	12日	木		1 特別委員会
	13日	金		1 特別委員会
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月		1 特別委員会
	17日	火	( 事 務 整 理 日 )	
	18日	水		
	19日	木	10 議会運営委員会	1 本会議(議案等議決)

## 令和 7 年 第 2 回定例会日程表（第 2 案）

&lt;会期 16 日間 6 月 4 日～6 月 19 日&gt;

月	日	曜	午 前	午 後
5月	21日	水		1 議会運営委員会
	22日	木		
	23日	金		
	24日	土		
	25日	日		
	26日	月		5 請願・陳情締切
	27日	火		
	28日	水		1 議会運営委員会
	29日	木		5 一般質問通告締切
	30日	金		
	31日	土		
6月	1日	日		
	2日	月		
	3日	火		
	4日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問） 5 請願・陳情締切
	5日	木	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	6日	金	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問、議案上程）
	7日	土		
	8日	日		
	9日	月		
	10日	火		1 常任委員会
	11日	水		1 常任委員会
	12日	木		1 常任委員会
	13日	金		1 特別委員会
	14日	土		
	15日	日		
	16日	月		1 特別委員会
	17日	火		1 特別委員会
	18日	水	（ 事 務 整 理 日 ）	
	19日	木	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

当面の間、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書（案）

マイナンバー関連法の改正により、本年12月2日をもって健康保険証の新規発行が停止されることとなっている。しかし、保険証機能のマイナンバーカードへの一本化は、本来は取得が任意であるはずのカード取得を事実上義務化することにはほかならず、いつでもどこでも誰でも必要な時に医療を受けられる我が国の国民皆保険制度が機能不全に陥ることにつながりかねない。

マイナ保険証の利用率は2024年10月時点で、15.67%にとどまるなど、多くの方の不安が払拭されているとは到底言えない状況である。医療現場ではいまだにマイナンバーカードによる資格確認が正確にできない（機械の故障・誤作動・ひもづけ誤り・登録遅延など）といったトラブルもうまれている。このまま現行の健康保険証を廃止にすれば、医療現場はもとより、保険者や自治体などでも大変な混乱が起こることは避けられないと考える。

よって、中野区議会は、国会および政府に対し、当面の間、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長 あて

内閣総理大臣

厚生労働大臣

中野区議会議長名

## 選択的夫婦別姓制度の早期実現を求める意見書（案）

国際連合の女性差別撤廃委員会は国連女性差別撤廃条約の実施状況に関して日本について8年ぶりの審査を行い、10月29日、総括所見を公表しました。総括所見は、2003年以降3回にわたり選択的夫婦別姓制度を実現するよう勧告していたにもかかわらず、日本政府が制度を実現するための法改正を行わなかったことを指摘し、勧告の実施について2年以内の追加報告を求めています。

政府は夫婦別姓を認めるかどうかは日本社会の家族のあり方に関わる重要な問題であって国民の理解が必要であり、婚姻によって姓を変えた人が不利益を被らないよう旧姓の使用拡大に努めてきたなどと述べていますが、世論調査でも7割以上の国民が選択的夫婦別姓制度の導入に賛成しています。また旧姓使用に法的効力はなく、改姓した側に不便が生じることは否定できません。

日本が世界で唯一の夫婦同姓強制の国であることは法務省自身が認めています。夫婦同姓の強制によって、文言上は「どちらかの氏に」となっているものの、実際には9割以上の女性が名字の変更を迫られて、多くの女性に不便が強いられています。

よって、中野区議会は、国会および政府に対し、選択的夫婦別姓制度の早期実現を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 　あて

法務大臣

内閣官房長官

中野区議会議長名

## ○議事の順序（令和6年11月29日一再開後）

（9）再開

（10）（日程追加、先議）

日程第7、第107号議案から第110号議案までの計4件

※一括上程、委員長報告省略、討論、採決（簡易）

（11）日程第6、議会の委任に基づく専決処分について

（12）陳情の取下げについて（1件）

（13）散会